

沖縄県廃棄物処理計画(第五期)

(計画期間:令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)

概要版

令和 4(2022)年 3 月



沖縄県

OKINAWA PREFECTURE

1 はじめに

はじめに

沖縄県(以下、「本県」という。)は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と、固有の野生生物が数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成された、特有の自然環境を有しています。豊かな自然環境を目的としたリゾート開発や観光客・移住者の増加は、本県の経済発展に大きく貢献してきたものの、ときに自然に対する負荷要因にもなってきました。

また、地球規模では、地球温暖化に起因すると考えられる高温や大雨等の異常気象が頻発しており、今後もその影響が深刻化していくことが想定されています。

計画策定の趣旨

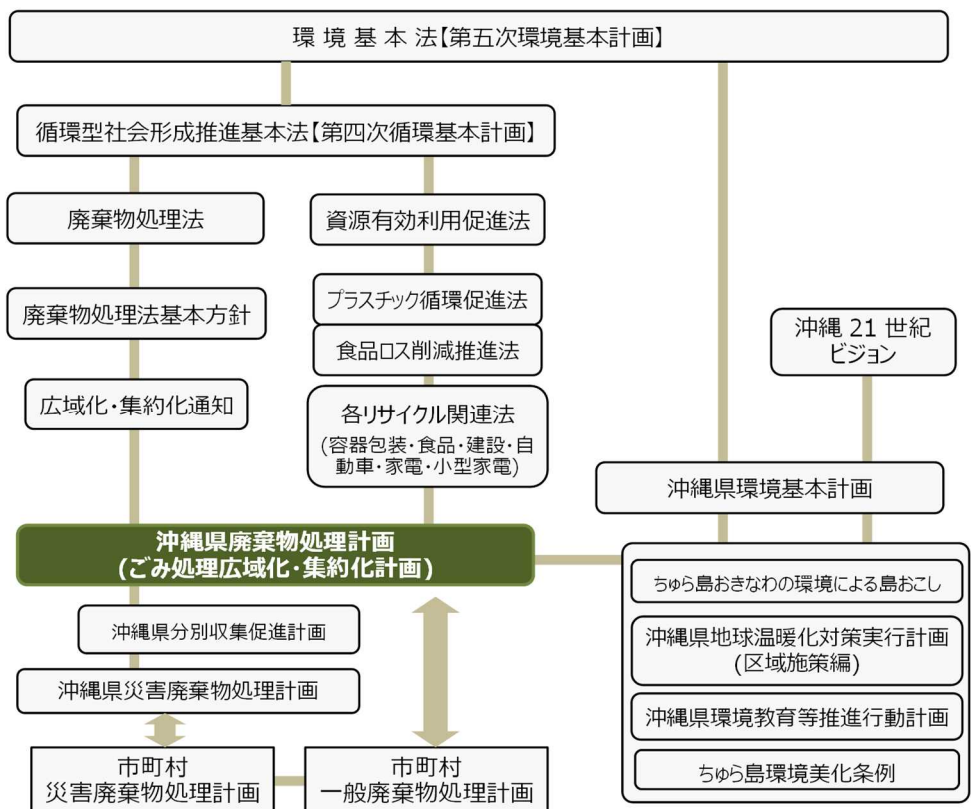
近年の社会情勢の変化を踏まえ、沖縄県民、事業者、市町村及び県の各主体が連携・協働し、持続可能な社会の構築に向け、廃棄物の枠に留まらない包括的な取り組みを推進するため、「第五期沖縄県廃棄物処理計画」(以下、「第五期計画」という。)を策定しました。

これまで個別に議論される傾向のあった「資源循環」、「低炭素」、「自然共生」の政策を統合的に捉え、【SDGs】、【物質循環】、【温室効果ガス排出量】等の新しい要素を盛り込みました。

計画の性格

第五期計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第5条の5の規定に基づく法定計画であり、県全体の廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定めるものです。

また、環境省の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31(2019)年3月29日付け循環適発第1903293号通知)に基づき、「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画」を包含した計画として策定しました。



計画の期間

本計画の対象期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 カ年とし、令和 7(2025)年度を目標年度とします。

目指すべき将来像

世界に誇れる美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスのとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが 3R を実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

第五期計画では、将来的に目指す姿として「地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄」を掲げ、それを実現するための 3 つの基本方針に基づいた施策を策定します。

また、県民全体で共有する沖縄の 2030 年を目途とする将来像である「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本理念及び将来像は、SDGs の基本理念や 17 の目標と重なることが多いことから、SDGs の視点を追加し、計画や施策に 17 の個別目標を紐付けて示します。

〈目指すべき将来像〉

地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄

基本方針 1
本県独自の
資源循環の確立

基本方針 2
持続可能な
廃棄物処理体制の確保

基本方針 3
適正処理の徹底

基本方針に関連するSDGsの目標



持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。

17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

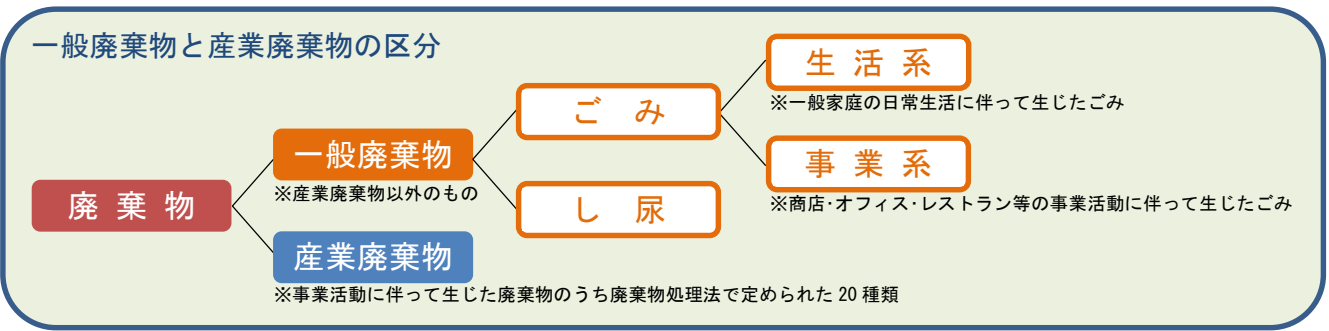
これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことなどが宣言されています。

SDGs が掲げる 17 の目標を以下に示します。県民全体で共有する沖縄の 2030 年を目途とする将来像である「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本理念及び将来像は、SDGs の基本理念や 17 の目標と重なることが多いことから、本県では同ビジョンの将来像の実現に向け、SDGs を推進することとしています。よって、第五期計画の推進においても、SDGs の視点を追加し、計画や施策に 17 の個別目標を紐付けて示します。



出典)国際連合広報センターHP

2 廃棄物処理の状況について

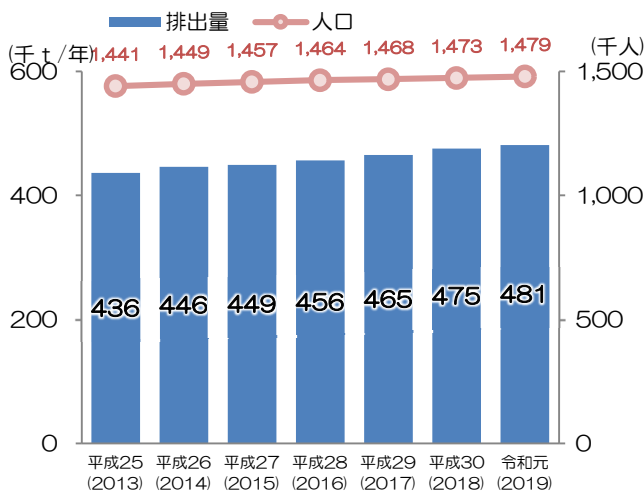


一般廃棄物(ごみ)の現状、将来予測及び課題

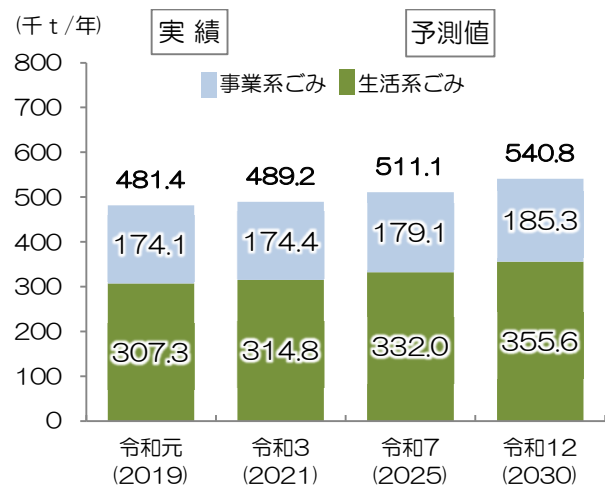
1 現状と将来予測

ごみ排出量は、平成 25(2013)年度から令和元(2019)年度にかけて微増傾向にあります。ごみ排出量は、増加すると予測されます。

人口とごみ排出量の推移



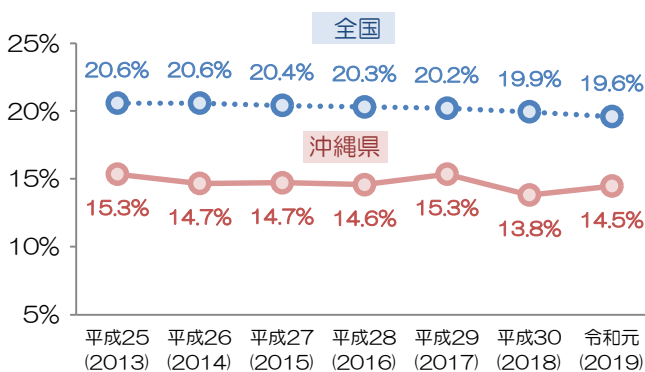
ごみ排出量の将来予測



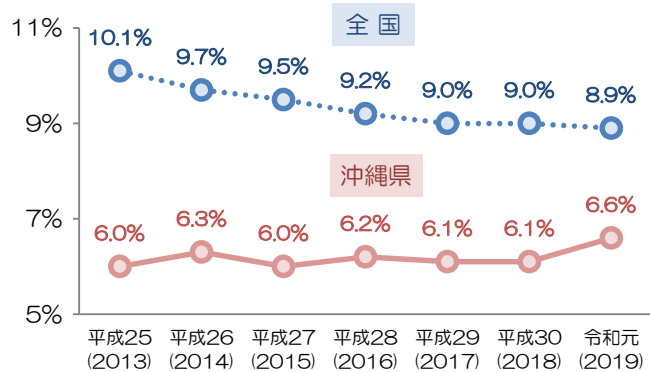
最終処分率は全国平均値よりも低い値で推移していますが、増加傾向にあります。

リサイクル率は、過去 7 年間の推移をみると、横ばいで推移しており、全国平均値に比べて低い値となっています。

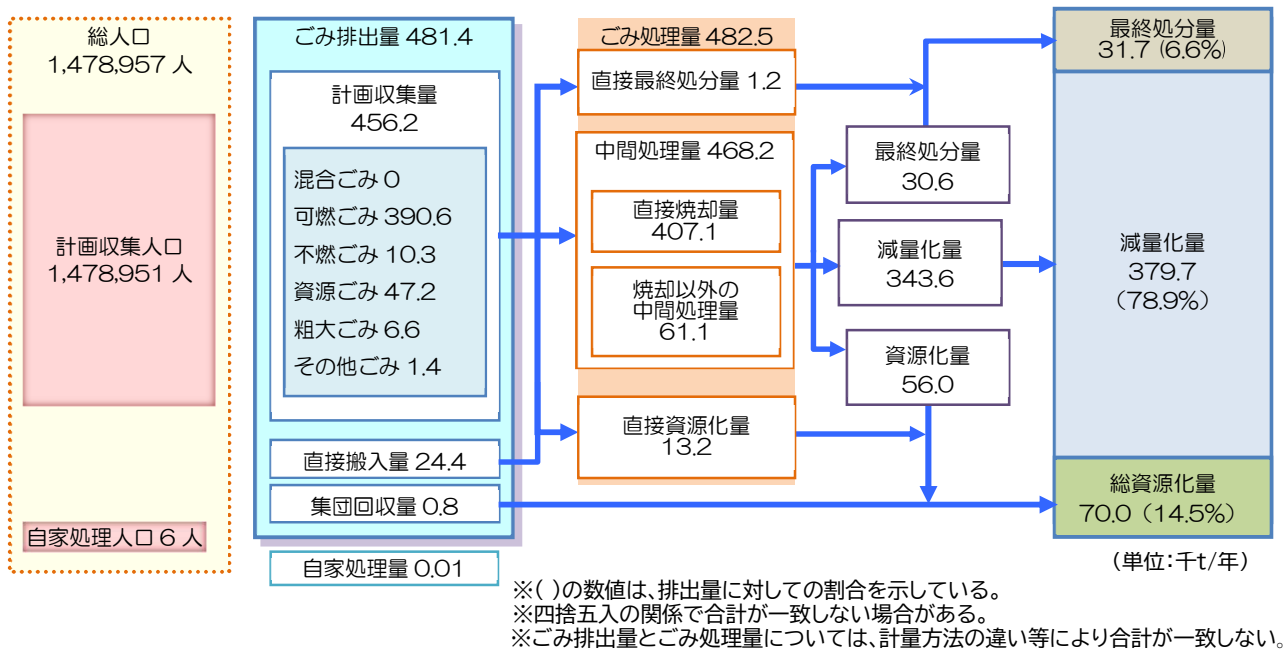
リサイクル率



最終処分率



令和元(2019)年度ごみ処理フロー



2 課題

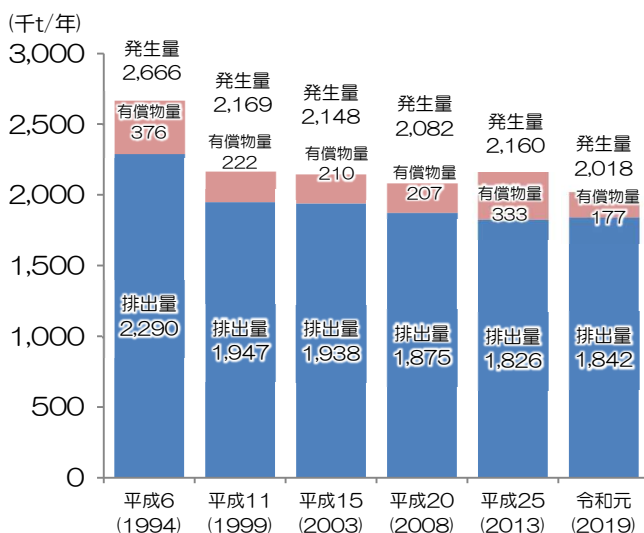
- リサイクル率は全国平均値を下回っていることから、市町村における分別収集の徹底などの対策強化が必要です。特に、紙類、プラスチック類及び布類の再資源化(リサイクル)の推進が必要です。
- 最終処分率は増加傾向にあることから、これまで以上に中間処理と資源化を図り、最終処分量を削減し、既設の最終処分場の延命化を図る必要があります。

産業廃棄物の現状、将来予測及び課題

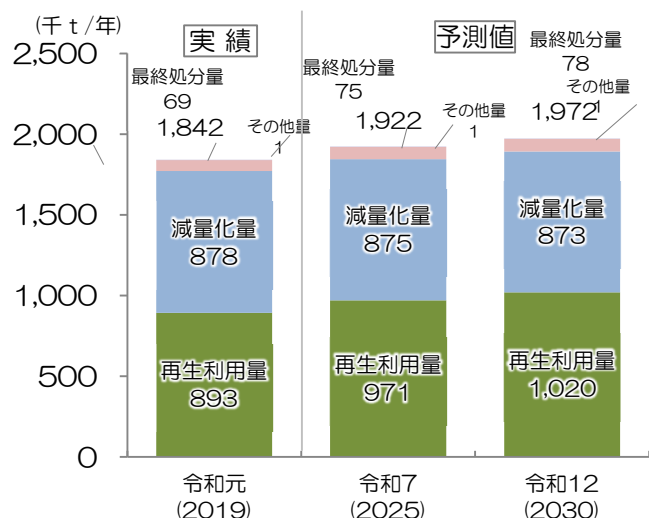
1 現状と将来予測

産業廃棄物の排出量は、排出事業者による発生・排出抑制などの取り組みや低迷する経済動向等の影響を受け、減少傾向にありましたが、令和元(2019)年度は増加に転じ、量的に依然として高い水準にあります。

発生・排出状況の推移

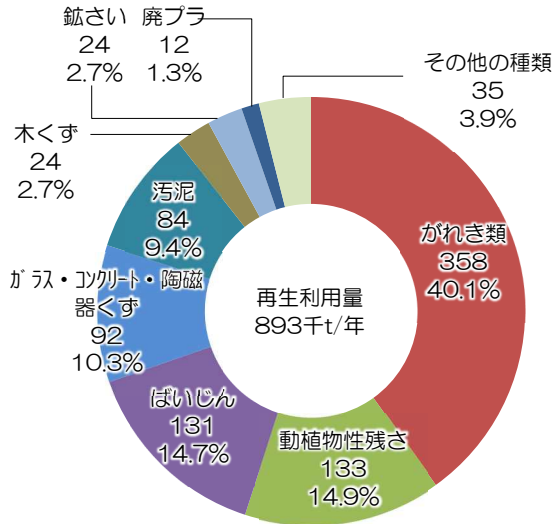


排出量の将来予測(処理別)

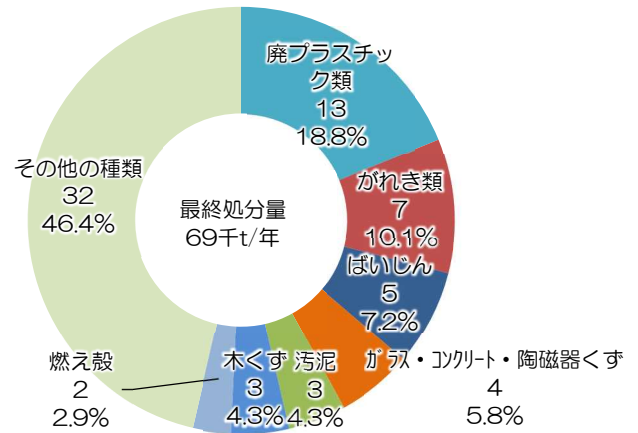


再生利用量を種類別にみると、がれき類が最も多く、次いで動植物性残さ、ばいじん等となっており、これら 3 種類で再生利用量の 69.7%を占めています。最終処分量を種類別にみると、その他の種類が最も多く、次いで廃プラスチック類、がれき類となっており、これらで最終処分量の 75.3%を占めています。

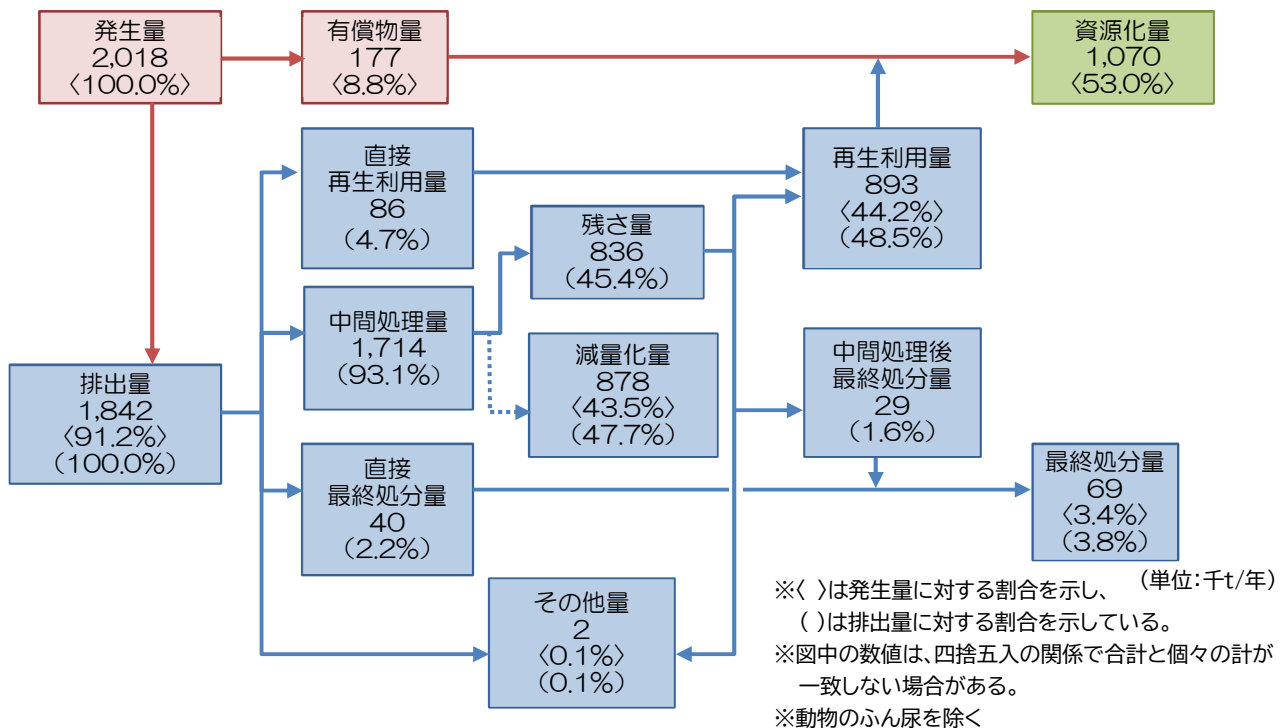
種類別 再生利用量



種類別 最終処分量



令和元(2019)年度産業廃棄物処理フロー



2 課題

- 排出量は減少傾向にありますが、業種や種類、地域によっては逆に増加しているものもあることから、引き続き排出抑制等の取り組みが必要です。
- 地域における循環型社会の形成に当たっては、特定の業種や多量排出事業者に限らず、より多くの排出事業者による自主的かつ積極的な取り組みが不可欠となります。
- 再生利用量については、経年的には増加する傾向にありますが、近年は横ばい状態にあり、さらなる取り組みの強化が必要です。

3 持続可能な沖縄のための目標設定

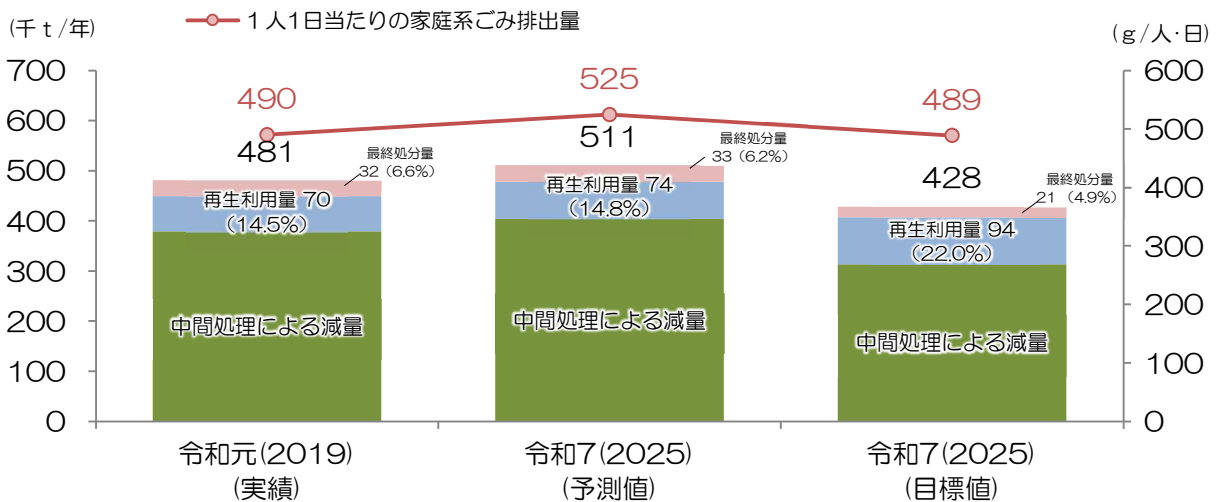
持続可能な沖縄のための基本的な考え方

本県の世界に誇れる美しい自然環境を保全し、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、県民、事業者、県をはじめとした様々な主体がそれぞれの役割を果たし、地域資源の循環利用を推進する必要があります。

持続可能な沖縄のための目標

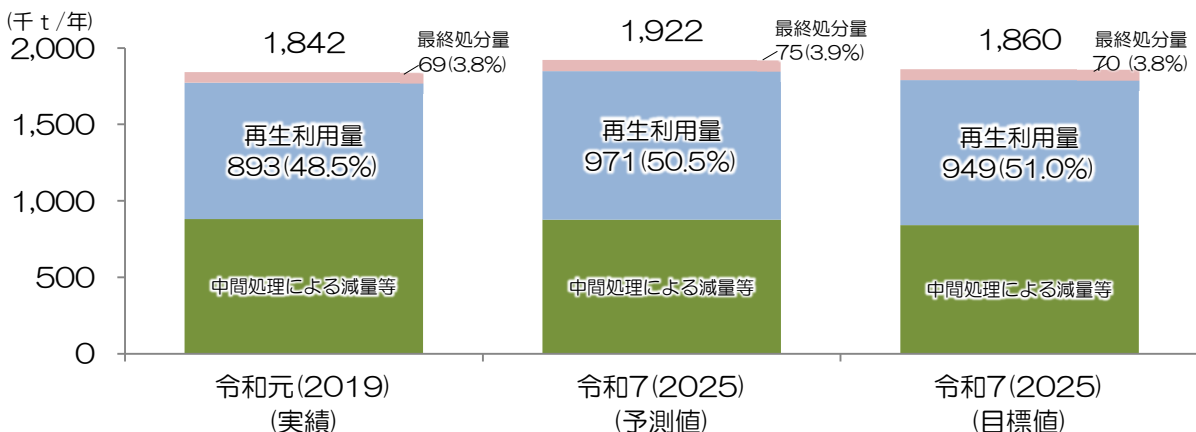
一般廃棄物の減量化の目標【令和7(2025)年度】

- ◆ 排出量を現状(令和元(2019)年度)に対し、**11.0%削減**します。
- ◆ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状(令和元(2019)年度)に対し、**0.2%削減**します。
- ◆ 再生利用量を排出量の**22.0%**とします。
- ◆ 最終処分量を排出量の**4.9%**とします。



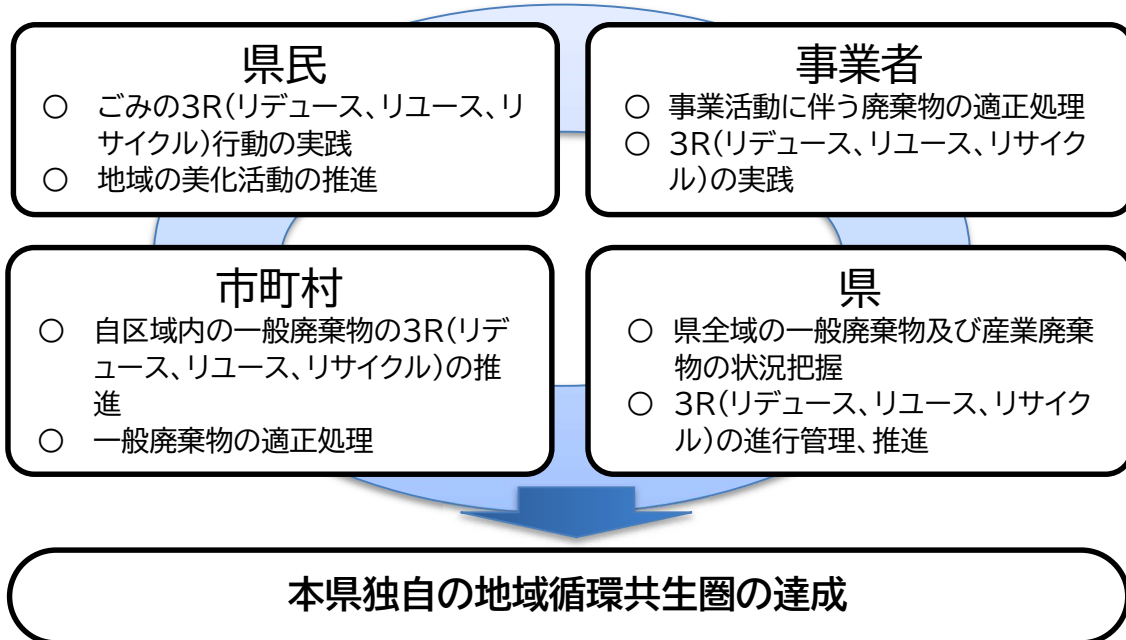
産業廃棄物の減量化の目標【令和7(2025)年度】

- ◆ 排出量を現状(令和元(2019)年度)に対し、**増加を1.0%以内**に抑制します。
- ◆ 再生利用量を排出量の**51.0%**とします。
- ◆ 最終処分量を現状(令和元(2019)年度)に対し、**増加を1.0%以内**に抑制します。



各主体の役割分担

持続可能な沖縄のための目標を達成し、本県の地域特性を活かした資源循環を確立するためには、県民、事業者、処理業者、県、市町村のそれぞれが適切な役割分担のもと、以下に示す取り組みを率先して行い、相互に連携・協働しながら、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた責任と役割を果たしていく必要があります。



4 ごみ処理広域化・集約化計画

計画の期間

環境省の通知を踏まえ、計画期間は令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。ただし、一般廃棄物処理施設は数十年にわたり継続使用されるものであるため、25年後の令和 27(2045)年度の広域化・集約化の長期的な展望を検討しました。

広域化・集約化計画

1 広域化の進捗と効果

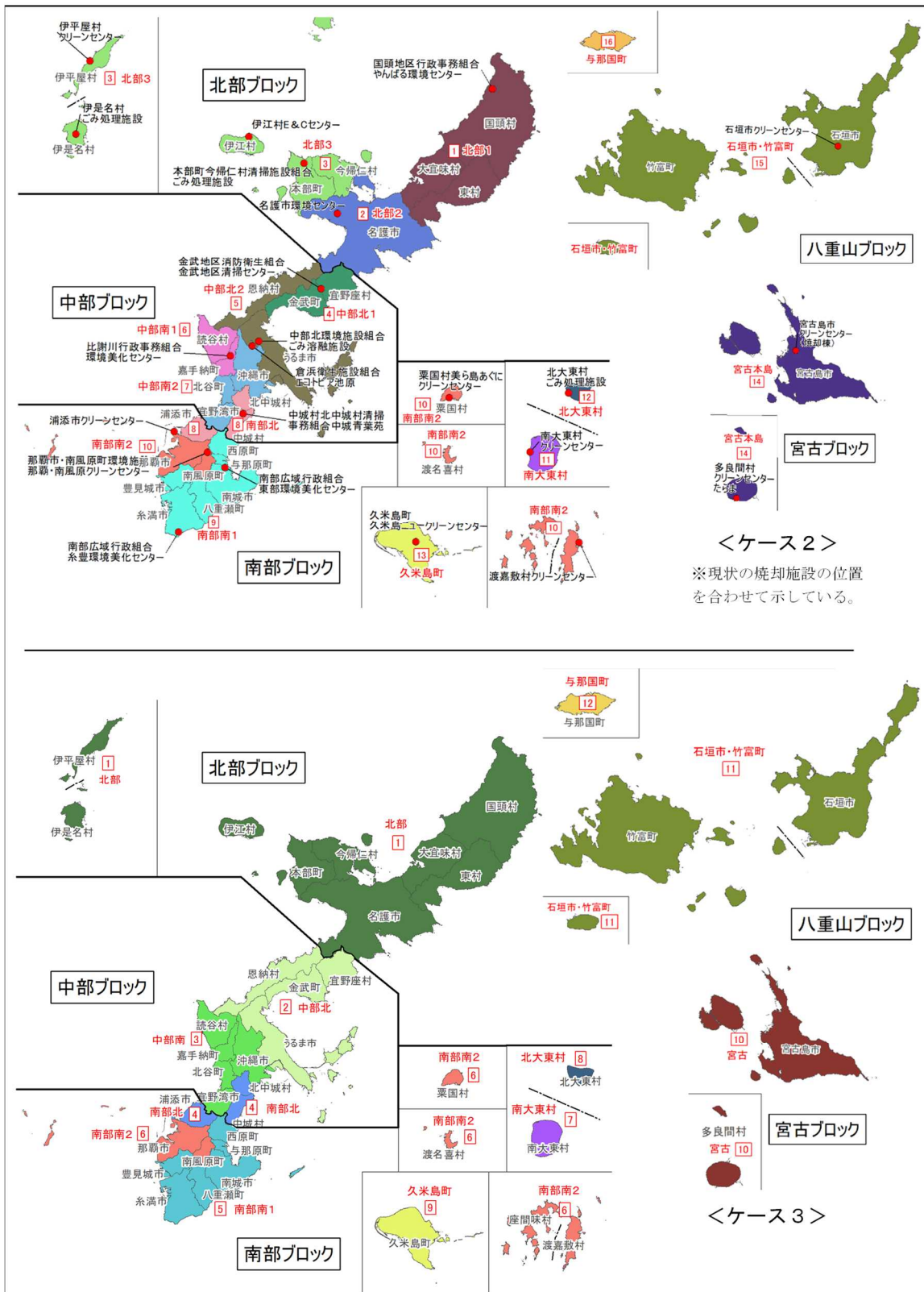
旧広域化計画(平成11(1999)年)の目標と現在の一般廃棄物焼却施設の状況を比べると、本島については 17 施設から 12 施設に減少するなど、一定の進捗がみられます。また、広域化により「ダイオキシン類排出量の削減」、「最終処分量の削減」、「サーマルリサイクルの推進」などの効果指標を上回る成果が得られました。

2 広域化・集約化計画

- 広域化ケースは、目標時期の目安に応じた 3 ケースを想定し、段階的に広域化・集約化を図ります。
- 焼却施設は、ケース2の令和 12(2030)年度には、県全体で現状の 25 施設から16施設まで広域化することを目指します。さらに長期な展望のケース3の令和27(2045)年度は、北部及び中部で更なる広域化を進め、12 施設程度に広域化することを目指します。離島については海上輸送の困難性を考慮しながら広域化を検討します。

- 資源ごみ・粗大ごみ処理施設及び最終処分場は、焼却施設の処理体制を考慮しながら、地域特性を踏まえ広域化を推進します。
- し尿処理施設は、令和4(2022)年度策定予定の「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)」に基づき広域化を推進します。

ケース	考え方	目標時期の目安
ケース1	現行(令和3(2021)年度)の処理体制	—
ケース2	近隣自治体における広域化	令和12(2030)年度
ケース3	最大限の広域化	令和27(2045)年度



5 持続可能な沖縄のための主要施策

「本県独自の資源循環の確立」、「持続可能な廃棄物処理体制の確保」、「適正処理の徹底」の3つの基本方針のもと、【地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄】に向けた施策を展開します。

地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄

基本方針1 本県独自の資源循環の確立

- ▶ (1)普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成
- ▶ (2)リサイクルの促進
(産業振興、プラスチック循環利用、食品ロス削減)
- ▶ (3)観光分野における廃棄物の対策
- ▶ (4)経済的手法の導入

関連する SDGs



基本方針2 持続可能な廃棄物処理体制の確保

- ▶ (1)一般廃棄物処理体制の確保
- ▶ (2)産業廃棄物処理体制の確保
- ▶ (3)離島の廃棄物対策
- ▶ (4)非常災害時における対応力の強化
- ▶ (5)広域化・集約化計画

関連する SDGs



基本方針3 適正処理の徹底

- ▶ (1)適正処理の推進
- ▶ (2)生活排水処理対策(普及啓発活動)
- ▶ (3)特別管理廃棄物対策
- ▶ (4)PCB廃棄物処理対策
- ▶ (5)ダイオキシン類対策
- ▶ (6)米軍基地の廃棄物対策
- ▶ (7)海岸漂着物対策







関連する SDGs



【基本方針1】本県独自の資源循環の確立に向けた施策

目標	施策	関連SDGs
(1)普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成	① ごみ減量化等の推進 ② ワンウェイプラスチックの削減に向けた普及啓発 ③ 環境美化の促進 ④ 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション 21等の促進 ⑤ 「おきなわアジェンダ 21 県民会議」による普及啓発の推進 ⑥ 環境教育の推進 ⑦ グリーン購入の推進	
(2)リサイクルの促進	① 分別収集及び資源化の促進 ② 容器包装リサイクルの促進 ③ 家電リサイクルの促進 ④ 小型家電リサイクルの促進 ⑤ パソコンのリサイクルの促進 ⑥ 食品リサイクルの促進 ・食品リサイクル法の普及啓発・食品ロス削減に向けた取組 ⑦ 建設廃棄物のリサイクルの促進 ⑧ 使用済自動車リサイクルの促進 ⑨ プラスチックごみ対策の推進 ・新たなプラスチックリサイクルの推進 ・農業用廃プラスチック類のリサイクルの促進 ・海へ流出・拡散の防止 ・県民への情報発信 ⑩ バイオマス利活用の促進 ・生ごみや製糖副産物のたい肥化 ・廃棄物エネルギーの利活用 ・下水汚泥のリサイクルの促進 ・家畜排せつ物のリサイクルの促進 ⑪ リサイクルに取り組む事業者への支援 ⑫ リサイクル技術・製品等の開発 ⑬ 再生品の利用拡大	       
(3)観光分野における廃棄物の対応	① 観光産業としての取組 ② 処理施設の整備推進 ③ 観光客への意識啓発	
(4)経済的手法の導入	① 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 ② ごみ処理の有料化の促進	

【基本方針2】持続可能な廃棄物処理体制の確保のための施策

目標	施策	関連SDGs
(1)一般廃棄物処理体制の確保	① 処理施設の整備推進 ② 処理施設の長寿命化 ③ 廃棄物処理事業コストの把握	
(2)産業廃棄物処理体制の確保	① 自己完結型の産業廃棄物処理の促進 ② 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 ③ 公共関与と最終処分場を活用した廃棄物適正処理の推進	
(3)離島の廃棄物対策	① 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策 ・地域循環システムを利用したリサイクルの促進 ・離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 ② 適正処理に関する主要施策 ・ごみ処理広域化の推進 ・産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・海岸漂着物対策	  
(4)感染症への対策	① 関連団体との連携強化 ② 在宅医療における感染性廃棄物(注射針等)の分別排出の徹底や安全な収集・処理等の促進	

目標	施策	関連SDGs
	③ 廃棄物処理に係る基礎情報等の情報交換(平時)	2 気候をゼロに
(5)非常災害時における対応力の強化	① 人材育成 ② 災害廃棄物処理体制の強化	17 パートナシップで目標を達成しよう
(6)広域化・集約化計画	① 焼却施設は、ケース2の令和 12(2030)年度には、県全体で現状の25施設から16施設まで広域化。さらに長期な展望のケース3となる令和27(2045)年度は、本島北部・北部離島については3施設に、本島中部については3施設に広域化。本島南部は既に広域化が既に進んでいる状況や、南部離島の海上輸送の困難性を加味し、現状の処理体制を維持。 ② 資源ごみ・粗大ごみ処理施設及び最終処分場は、焼却施設の処理体制を考慮しながら、地域特性を踏まえ広域化 ③ し尿処理施設は、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)」に基づき広域化を推進	17 パートナシップで目標を達成しよう

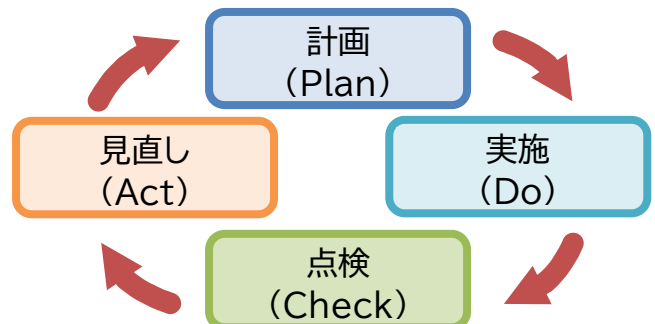
【基本方針 3】適正処理の徹底のための施策

目標	施策	関連SDGs
(1)適正処理の推進	① 産業廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導 ・監視・指導の強化 ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 ② 不法投棄等の防止対策 ・関係団体・期間との連携による不法投棄の防止 ・廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 ③ 優良な認定産業廃棄物処理業者の育成 ④ 産業廃棄物のあわせ処理の推進	6 安全な水とトイレを世界中に
(2)生活排水処理対策(普及啓発活動)	① 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 ② 合併処理浄化槽の普及促進	11 住み続けられるまちづくりを
(3)特別管理廃棄物対策	① 感染性廃棄物 ② 廃石綿等 ③ 特定有害産業廃棄物 ④ 水銀廃棄物	12 つくる責任 つかう責任
(4)PCB廃棄物処理対策	① 適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表	1 健康をなくそう
(5)ダイオキシン類対策	① 一般廃棄物処理施設の対策 ② 産業廃棄物処理施設の対策	2 気候をゼロに
(6)米軍基地の廃棄物対策	① 連絡体制の構築 ② 情報公開及び立入検査	17 パートナシップで目標を達成しよう
(7)海岸漂着物対策	① 海浜地域浄化対策費 ② 海岸保全管理費 ③ 沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業	

6 計画の推進

循環型社会の形成を図るため、右図で示す「PDCAサイクル(Plan、Do、Check、Act)」による継続的な計画の進行管理を行います。

5年毎に本計画の全体的な見直しを行い、実効性が高く、県民、事業者、NPO及び行政の各層の取り組みを高めていく計画とします。



沖繩県 環境部 環境整備課

〒900-8570 沖繩県那覇市泉崎1-2-2

TEL 098-866-2231 FAX 098-866-2235

E-mail aa035009@pref.okinawa.lg.jp